

**(仮称) 港区手話言語の理解促進及び障害者の多様な意思疎通の推進
に関する条例の制定に向けた基本的考え方について**

1 条例制定の意義

区は、これまで平成28年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を契機に、代理電話サービスやICTを活用した遠隔手話通訳サービス等の障害者福祉施策の取組を推進してきました。

(1) 障害者にとって不便や不安を感じる障壁の解消

手話が言語であるとの認識や、障害には様々な特性があり、意思疎通のための手段や配慮も個々の状況によって異なることから、区民や事業者の間に障害者への配慮手段や障害種別ごとの対応方法について、十分には浸透していない現状が障害者にとって不便や不安を感じる障壁となっており解消する必要があります。

(2) 区民や事業者の協力

このような、障害者にとっての障壁の解消には、区のみならず、区民や事業者の理解が必要であり、社会全体で障害者の権利を擁護していくことが不可欠です。条例を制定することにより区として、合理的配慮の提供の取組をさらに前進させ、障害者の多様な意思疎通について一層の推進を図ります。

(3) 地域共生社会の実現

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会やその先の地域社会を見据え、障害のある人もない人も、すべての人が自分らしく安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すために、新たな条例を制定します。

2 条例(案)の基本的考え方

(1) 手話言語の理解促進

ろう者が日常的に使う手話が言語として認識され、区民や事業者に向けて、手話がろう者と意思疎通する手段であることへの理解促進を図ります。

(2) 多様な意思疎通の推進

障害特性に応じた意思疎通のための多様な手段が提供され、その手段を障害者が自ら選択し、日常的に利用できるよう配慮します。また、区民や事業者も個々の障害特性を理解し、的確な対応ができるよう推進します。

(3) 区民や事業者の協力による普及啓発及び理解促進

区民や事業者と区が共に協力しながら、障害者の意思疎通の手段を確保することに努め、障害のある人もない人も相互に、心のバリアフリーに向けた普及啓発及び理解促進を図ります。

3 港区としての条例（案）の特徴

- (1) 手話は、ろう者が日常的に使う独自の文法体系を持つ言語であることを認識して、ろう者の物事の考え方や表現の仕方を理解し、ろう者への伝え方や支援方法の理解を促進するため、区民意識の向上を図ります。その上で、手話を含めた障害者の多様な意思疎通の推進を図ります。
- (2) 障害者の災害対策については、障害者団体等の意見を踏まえ、災害発生時に障害者が感じる不安を取り除くために、支援に携わる人々に対する障害特性の理解を促進することによって、災害対策における対応の強化を図ります。
- (3) 区の責務として、職員に対して、手話が言語であることへの理解を深めることや、障害特性に応じた意思疎通を推進することについて育成を図り、職員が自ら模範となり、率先して心のバリアフリーの推進を図ります。

4 条例（案）に盛り込むべき内容

条例（案）に盛り込むべき内容は、資料 No. 9-2、9-3 のとおりです。

5 施行（予定）日

議決後公布の日（10月頃）

6 今後の主なスケジュール

令和元年6月中旬～7月中旬	パブリックコメント及び区民説明会 (基本的考え方)
7月下旬	保健福祉常任委員会 (パブリックコメントの結果報告)
9月	第3回港区議会定例会（新規条例）

障害者団体等からの主な意見に対する対応について

参考資料 1

【対応案の凡例】①条例に趣旨を反映 ②施策で対応を検討

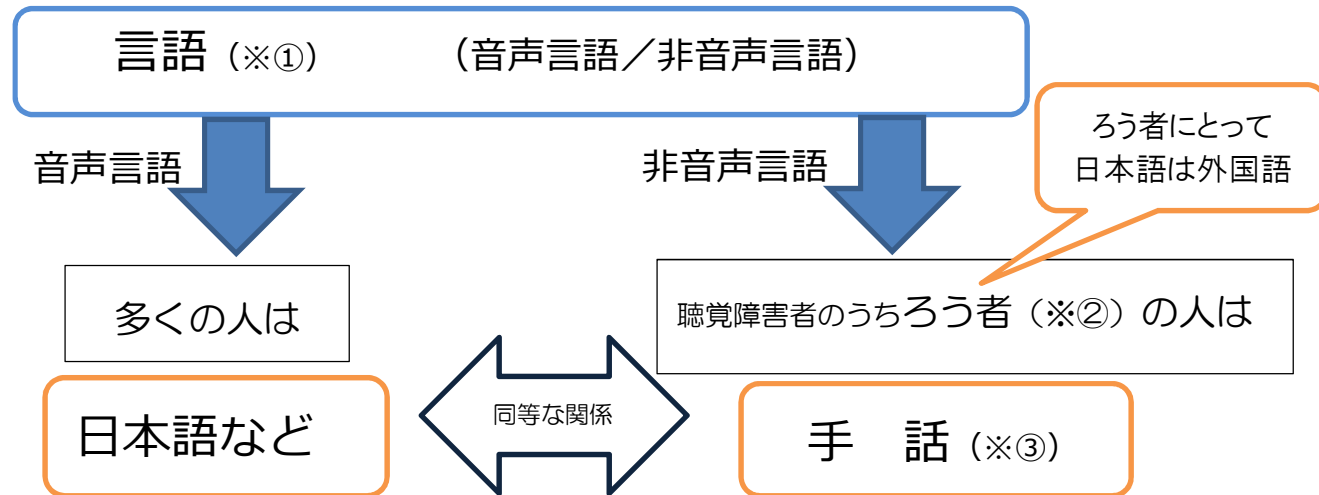
	団体名	意見	対応案	対応の方向性の案
1	肢体不自由児（者）愛の会、手をつなぐ親の会、重症心身障害児（者）を守る会、中途障害者会、失語症友の会「みなとの会」	様々な障害の特性が障害者同士でも、種別が異なると理解できていない。障害を知るための周知啓発を行ってほしい。	①	普及・啓発活動という項目の中に趣旨を反映
2	視覚障害者福祉協会	区の特性として、昼間人口が多いので在勤者の役割として企業へ働きかけてほしい	①	事業者の役割という項目の中に趣旨を反映
3	視覚障害者福祉協会	日常生活用具に関する最新機器の情報提供や給付項目の拡充を促進してほしい	②	施策で個別に対応を検討
4	視覚障害者福祉協会	同行援護の支給時間の延長や同行援護者の育成など充実してほしい	②	施策で個別に対応を検討
5	聴覚障害者協会	基本理念において、手話により意思を伝え合う権利の尊重と、聴覚障害者も情報を共有する権利を有することを明記してほしい	①	基本理念やその他の項目に(趣旨や方向性を含めるように)趣旨を反映
6	聴覚障害者協会	事業者の責務において、区に存在する施設・店舗・企業等は、手話の理解を深め、区が推進する施策に協力することと併せて、「聴覚障害者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする」という内容を入れてほしい	①	事業者の役割という項目の中に趣旨を反映
7	聴覚障害者協会	施策の推進方針の策定を条文化し、「必要な措置を講ずるものとする」という内容を入れてほしい	①	施策を計画的に進められる方向性で趣旨を反映
8	聴覚障害者協会	施策の推進において、「手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善に関する事項」と「触手話等を意思疎通手段とする盲ろう者の支援に関する事項」を入れてほしい	②	施策で個別に対応を検討
9	聴覚障害者協会	「学校における理解の促進」の条文を設け、手話に接する機会の提供その他の取り組みを通じて手話への理解を深めるとともに、必要に応じて手話による学習支援を行うものとする、という内容を入れてほしい	①	学校等における理解促進に取り組めるよう趣旨を反映
10	聴覚障害者協会	「医療機関における手話の啓発」の条文を設け、「区内に開設される医療機関において聴覚障害者の診断及びその後の本人と家族の支援に携わる者に対し、手話への理解のために必要な措置を講ずるものとする」という内容を入れてほしい。「区は医療機関への手話及び聴覚障害者への理解啓発を推進する」という内容でも可	②	施策で個別に対応を検討
11	聴覚障害者協会	災害が発生したときの手話による支援も入れていただきたい	①	災害時の対応の強化を推進する方向性で趣旨を反映
12	聴覚障害者協会	事業継続のため、財政上の措置についての条文を入れてほしい	②	施策で個別に対応を検討
13	聴覚障害者協会及び手話通訳者の会	手話通訳者数を確保するため、養成が必要。そのため手話講習会を見直し、拡充してほしい	②	施策で個別に対応を検討
14	みなと高次脳	区役所の窓口で説明する際に、資料のみではなく、タブレットなどを活用してポイントのみを分かりやすく伝えてほしい。また、必要に応じて確認用にプリントアウトしてほしい	②	施策で個別に対応を検討
15	みなと高次脳	障害者団体の会合に区職員が出向き意見を聴く機会を作ってほしい	②	施策で個別に対応を検討
16	みなと高次脳	障害を持っていることを伝えるために、もっとヘルプカードの活用を検討してほしい	②	施策で個別に対応を検討

《手話と意思疎通手段の関係の概念図》

過去において、手話は言語として認められず、また、ろう者への教育においても口話法が推進されるなど、手話を習得し使用することに多くの制約がありました。その中において手話は、ろう者が意思疎通を図るために守り受け継いできた言語であるとの認識が必要です。

【第一段階】 【手話を言語として認識】

- 日常生活を送る上で意思疎通を促進するためには、まず、言語が必要



ろう者にとっての手話は、意思疎通や物事を考えるときに使う、視覚的な言語。聞こえる人が使っている日本語とは全く違う独自の体系を持ち、英語のように、結論が先にくる文法体系。

(ろう者は、頭の中で物事を手話で考え、手話で表現している。)

(三省堂『言語大辞典』及び全日本ろうあ連盟研修(2月25日)資料を参考にしたもの)

- 手話も音声言語と同等な関係であり、手話が言語であるとの認識を広げるとともに、手話が日本語と異なる文法や物事の考え方で育まれた独自の言語であるとの正しい認識のもとに、手話への理解が進むよう啓発していくことによって、壁(バリア)を取り除き、ろう者にとっての人権を尊重し、地域共生社会の実現を目指します。

第一段階が土台となり、その上で第二段階となる手話も含めた多様な意思疎通手段の利用の促進を図る

【第二段階】 【障害者の多様な意思疎通手段の選択】

意思疎通手段 (※⑤)

言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他補助的代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)

(出典：障害者の権利に関する条約 第2条より抜粋)

《補足説明資料》

【定義】

- ※① 言語…音声言語及び手話その他の形態の非音声言語
- ※② ろう者…手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者
(厚生労働省の統計では聴覚障害者のうち全体の2割程度)
- ※③ 手話…主にろう者が意思疎通や物事を考えるときに使う言語で、手の形・表情などを使って伝えたいことを表す言語
- ※④ 手話言語…ろう者間またはろう者と健聴者間に使用される、非音声の、手指の動きを中心とした身振りの一定の体系に基づいた言語 (出展：三省堂「言語大辞典」から抜粋)
- ※⑤ 意思疎通手段…手話、要約筆記、点字、拡大文字、触手話、指点字、ひらがな表記、サイン、音声、平易な言葉、朗読、写真、絵図その他の障害者が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段

【手話の歴史】

- 1760年 世界初の聾啞学校がパリで設立。各々が持っていたホームサインを統合し、発展させ、手話を創り上げた。そして、手話をもとにした教育法であるフランス法が確立される。
- 1878年(明治11年) 日本初の聾学校である京都盲啞院が設立。日本の手話が誕生する。
- 1880年(明治13年) ミラノで開催の国際聾啞教育会議で口話法の優位性が宣言された。手話は教育の場及び社会で認められない言語となった。
- 1990年代後半以降 教育の場で、手話を積極的に利用する聾学校が増加。以前のように手話を禁止しているところがほとんどなくなる。
- 2008年(平成20年) 2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約に手話が言語である旨が明記された。この年の5月に発効。
- 2011年(平成23年) 改定された障害者基本法(第3条)に、手話は言語に含まれることが規定された。
- 2016年(平成28年) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行